

答 申 書

(答申第 3 6 号)

令和 7 年 1 0 月 2 7 日

福井市情報公開審査会

答 申

(第36号)

第1 審査会の結論

本件審査請求は、却下されるべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

実施機関が、令和7年8月25日付け監査第35号で審査請求人に対して行った公文書不開示決定処分について、これを取り消し、本件公文書の全部開示をするとの裁決を求める。

2 審査請求の理由の要旨

審査請求人が、審査請求書等において主張する審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、「令和6年度福井市公営企業会計決算審査意見書すべて（以下「本件文書」という。）」を不開示とした理由について、福井市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第4号に規定する不開示情報（意思形成過程情報）に該当するためとしている。

しかし、そもそも意思形成過程情報ではない。福井市公営企業会計決算審査意見書については、例年7月下旬に監査委員の連名で福井市長に提出されており、本件文書についても、今年の7月下旬に提出されているはずである。したがって、開示請求を行った8月12日時点において、本件文書は既に確定していることになり、条例第7条第4号に規定する意思形成過程情報には該当しない。会計管理者による決算の調製、監査委員による審査及び議会での認定は、それぞれが独立した組織であるため、それぞれの段階で意思決定がなされているというべきである。

また、万一、意思形成過程情報であるとしても、「開示することにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある」ことの明確な根拠が示されていない。実施機関は、具体的にどのようなおそれがあるかを明示する必要があり、漫然としたおそれがあるだけで不開示とするのは条例の趣旨から逸脱している。

- (2) 福井県監査委員に対して同様の公文書開示請求を行った結果、当該文書は全部開示された。県の監査事務局の担当者によると、福井県監査委員が当該文書を作成した日以降であれば、いつでも開示するとのことであった。

第3 実施機関の説明の要旨

1 事実関係の経過について

- (1) 令和7年8月12日、審査請求人は、福井市監査委員に対し、本件文書の公文書開示請求を行った。
- (2) 令和7年8月25日、福井市監査委員は、本件文書が条例第7条第4号に規定する不開示情報（意思形成過程情報）であるとして、公文書不開示決定処分を行った。
- (3) 令和7年8月29日、審査請求人は、福井市監査委員に対し、公文書不開示決定処分を不服として審査請求を行った。
- (4) 令和7年9月25日、福井市監査委員は、公文書不開示決定処分を取り消し、公文書全部開示決定処分を行った。

2 不開示決定の理由について

実施機関が、弁明書において述べている説明の要旨は、次のとおりである。

- (1) 条例は、市の保有する公文書の開示が重要であることに鑑み、市民の公文書の開示を請求する権利を保障するとともに、広く市政に関する知る権利を尊重し、もって市政への市民参加を促進し、市民と市との信頼関係の強化及び市政の公正な運営を図ることを目的としている。

条例第7条において実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し当該公文書を開示しなければならない。しかしながら、同条第1号から第6号までには不開示情報の明記があり、第4号では「市の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」は、不開示情報として位置付けている。

本件文書は、地方公営企業法（以下「法」という。）第30条の公営企業会計決算の処理手順に基づき、市長が決算をはじめ関係書類を監査委員の審査に付し、監査委員が審査を行った結果の意見を付したものであり、議会の認定に付される書類である。また、本件文書は、市長から議会の認定に付される決算資料の一部であり、法第30条で市長に義務付けている決算処理の一連の手続きの中にある「市の内部における審議に関する情報」に該当すると考えられる。

さらに、本件文書は、不開示決定処分時点においては議会の認定に付される前であることから、決算処理に係る一連の手続き途上にあり、かつ、決算資料

等の修正の可能性が否めない状況にあることから、本件文書についても修正の可能性のある未確定の情報といわざるを得ず、今後確定した決算の内容と異なる情報となった場合、公開することによって市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると考えられる。

以上のことから、本件文書は条例第7条第4号に規定する不開示情報に該当すると判断した。

第4 審査会の判断

1 判断の理由について

本件審査請求の趣旨は、福井市監査委員が令和7年8月25日付けで審査請求人に対して行った公文書の不開示決定処分を取り消し、公文書の全部開示を求めるものである。

しかし、本件文書は、福井市監査委員が令和7年9月25日付けで当初の不開示決定処分を取り消し、全部開示決定処分を行っている。

よって、本件審査請求は、既にその利益が失われているため不適法である。

2 結論

上記のとおり、本件審査請求は不適法であるから第1のとおり判断する。

3 付言

公文書の開示については、条例の趣旨に則って適切に判断すべきであり、意思形成過程情報であっても混乱のおそれがない場合には、公開すべき情報を開示していくことが必要である。

令和7年10月27日

福井市情報公開審査会

会長 紅 谷 崇 文

【審 査 会 の 経 過】

年月日	審査の経過
令和7年 9月24日	諮問書受理（実施機関 福井市監査委員）
令和7年 9月29日	第1回目審査会（事案の概要確認、審議）
令和7年10月27日	答申

【福井市情報公開審査会委員】

氏 名	現 職	備 考
紅 谷 崇 文	弁護士	会長
清 水 泰 幸	福井大学准教授	会長職務代理者
岩 本 好 文	行政経験者	
島 川 由美子	福井男女共同参画ネットワーク理事	
吉 田 有 雅	行政書士	